

令和6年8月21日 開会
令和6年8月21日 閉会
第 4 回
(通算第 230 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 9 号		
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。		
令和6年8月7日		
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学		
1	日時	令和6年8月21日
2	場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 4 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日		
令和6年8月21日		
招集の場所		
吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室		
応 招 委 員	農 業 委 員	会 長 齋 藤 学 代 理 河 野 達
		2 番 河 上 政 義 3 番 森 下 保 4 番 田 村 薫 平 5 番 尾 崎 勝 典
	6 番 米 田 浩 司 7 番 橋 本 修 治 8 番 河 野 雅 俊 9 番 藤 井 和 子	
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	10 番 見 川 恒 栄 11 番 山 根 里 馬
		河 口 貴 哉 菊 池 美 和 齋 藤 一 政 杉 ノ 内 孝 太
		澄 川 敦 馬 田 中 一 成 田 淵 文 雄 右 田 巧
不 応 招 委 員		本 廣 順 保 安 永 桂 米 田 銀 次 郎
な し		
出 席 委 員	農 業 委 員	会 長 齋 藤 学 代 理 河 野 達
		2 番 河 上 政 義 3 番 森 下 保 4 番 田 村 薫 平 5 番 尾 崎 勝 典
	6 番 米 田 浩 司 7 番 橋 本 修 治 8 番 河 野 雅 俊 9 番 藤 井 和 子	
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	10 番 見 川 恒 栄 11 番 山 根 里 馬
		河 口 貴 哉 菊 池 美 和 齋 藤 一 政 杉 ノ 内 孝 太
		澄 川 敦 馬 田 中 一 成 田 淵 文 雄 右 田 巧
本 廣 順 保 米 田 銀 次 郎		
欠 席 委 員	農 業 委 員	
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	安 永 桂
欠 員		な し
本 回 の 議 長		会 長 齋 藤 学
本 回 に 職 務 の た め に 出 席 し た も の の 職 氏 名		事 務 局 長 堀 田 雅 和 事 務 局 員 齋 藤 真 央
開 会		議 長 は 9 時 00 分 開 会 を 宣 告
閉 会		議 長 は 9 時 15 分 閉 会 を 宣 告
本 回 提 出 議 案 及 び 日 程		別 紙 の と お り
議 事 録 署 名 委 員 の 指 名		橋 本 修 治 河 野 雅 俊
会 期 の 決 定		令 和 6 年 8 月 21 日
開 議		令 和 6 年 8 月 21 日
備 考		

第 4 回農業委員会
(通算第 230 回)

令和6年8月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	本日の欠席の委員さんは、安永委員さんと、杉ノ内さんは連絡はなく、まだ来られていませんが、農業委員さん１２名の内１２名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	議事録署名委員として橋本委員、河野（かわの）委員を指名します。 議案第１号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第１号について説明します。 非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。 今回の申請は、２件あります。 まず１番です。農地の所在は〇〇、地目 〇、面積〇〇㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は、当該の土地は〇〇さんが代表を務めていた〇〇の〇〇にあり、関係者が管理していましたが、長年農地として使用されていないためです。 〇〇さんは、亡くなられており、相続人全員が相続放棄を行ったため、弁護士が相続財産清算人となり、この申請を提出されました。 非農地の手続きの流れは、このあと議長から３名の委員さんを指名していただき、３名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。 以上よろしくお願いします。
議 長	説明の方は以上のような事でございまして、先ほど申しましたように、この〇〇の案件３名の委員の指名をします。 まず１名本廣委員さん、もう１名澄川委員さん、それから、私、この齋藤が入りまして３名で現地の方調査をしたいと思います。現地につきましては、本日全部すんでから、この流れで現場に入っていこうという風な考えですので、澄川委員さん、よろしくお願いします。 それでは１号議案の２番の案件に移りたいと思います。
事務局	次に２番です。農地の所在は〇〇、他〇筆で合計の面積は〇〇㎡です。所有者は

議 長	〇〇さんです。非農地の事由は、この農地は昭和不詳年月日から耕作しておらず、山林化、原野化しているためだそうです。 非農地の調査の委員さん3名指名をお願いします。 それでは指名をいたします。 〇〇の案件でございます。河上委員さん、それから田中委員さん、尾崎委員さん、この3名の方をお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。 で現場確認されて、後日、来月の総会において発表の方を代表の方をお願いしたいという風に考えています。以上です。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	この案件は、農地の売買の申請です。農地の売買をするときには、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要がありますので、申請が提出されたものとなります。 農地の取得を許可する要件は、主に3つあります。 ①農地を取得する人が農地のすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③周辺地域の営農に支障がないこと です。 委員の皆様には、そのことのご判断をお願いします。 農地の所在は〇〇、他〇筆、合計面積は〇〇㎡です。 譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。 今回の申請地は〇〇の〇〇から〇〇を渡し、〇〇進んだところにある農地で、無償譲渡されるそうです。 譲受人の〇〇さんは、この農地で野菜を栽培されるそうです。〇〇さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作されるそうなので問題ないと思いますが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処されるそうです。 以上ご審議をお願いします。
議 長	はい、説明は以上のような事でございます。 本日の〇〇の案件につきまして、前もって現地の方を確認していただいております尾崎委員さんに現地の方の発表を、よろしくお願いします。
尾崎委員	おはようございます。現地確認と、〇〇さんに会ってまいりました。周りがほと

議 長	んど田んぼで、そこだけ草を刈って、今年は何も作らず、秋に手が空いたら、キャベツを栽培するそうです。手が空かなかったら来年になるそうです。田んぼで排水なんかはちゃんとしとるので、別に問題ないと思います。 以上です。 ありがとうございました。 それでは現地の方は発表終わりましたので、皆さんのご意見を伺おうと思います。ご意見のある方、挙手をもってお願いします。 ないようですので決裁にうつらせていただきたいと思います。 議案第 2 号の 1 番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手をよろしくお願いします。 はい、ありがとうございました、全員賛成でございますので、認可されました。
事務局	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。 議案第 3 号について説明します。 この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するものになります。 審査の基準は、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。 3 ページをご覧ください。
議 長	《読み上げ》 以上ご審議をお願いします。 利用権設定について皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見のあるかた、挙手をもって、よろしくおねがいします。 ご意見はないようですので、裁決の方につらさせていただきます。 議案第 3 号の 1 番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい全員賛成でございますので、認可承認されました。 以上で、本日農業委員会総会の承認事項につきましては、終わります。 報告第 1 号 非農地証明の申請の承認でございます。これ、前回の農業委員会総会に提出されたものでございます。この事につきまして、農業委員見川さんよりご報告をお願いします。

見川委員	おはようございます。現地に行き、確認しましたが、前回、森下さんが説明したように、原野で作ることは不可能です。 以上です。
議 長	今、発表があった通りでございます。 承認は取りませんが、ご意見のある方、いかがですか？ はい、ないようでございますので、本日の議案につきまして、終了したいと思います。 午前 9 時 1 5 分閉会